

令和5年度福岡地方最低賃金審議会議事録

第6回福岡地方最低賃金審議会

1 日時 : 令和5年8月28日(月) 10:57 ~ 11:50

2 会場 : 福岡合同庁舎 新館3階 共用大会議室A

3 出席者 : 【公益代表委員】 5人(定数5人)
大坪 知弘
大坪 稔
高田 亜朱華
平井 佐和子
丸谷 浩介(会長)

【労働者代表委員】 4人(定数5人)

河村 敏昭
小陳 武志
長嶋 良昭
松本 茜

【使用者代表委員】 4人(定数5人)

中村 年孝
初田 寿
松本 恭子
吉岡 秀樹

【福岡労働局】

小野寺 労働局長
田村 労働基準部長
諏訪田 賃金室長 ほか

4 主要議題

(1) 最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について

(2) その他

5 審議内容

会 長 定刻少し前ではございますけれど、ただいまから令和5年度第6回福岡地方最低賃金審議会を開催いたします。

なお、本審議会は、公開となっております。

本日の委員の出欠、及び定足数につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

賃金指導官 本日は、労働者代表委員の野中委員、使用者代表委員の伊藤委員がご欠席でございますが、最低賃金審議会令第5条第2項に基づく審議会開催に必要な定数を満たしており、本日の本会議は成立をしていることをご報告します。

会 長 ありがとうございます。

本日の議事録の署名は、

労働者代表委員 松本茜委員

使用者代表委員 吉岡委員

にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

松本茜委員
吉岡委員

(承諾)

会 長 それでは、議事(1)の「最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について」です。

事務局よりお願いいたします。

賃金指導官 資料No.1-1 令和5年度福岡県最低賃金改定に対する異議申出書
(エフコープ生協労働組合)

資料No.1-2 令和5年度福岡県最低賃金改定に対する異議申出書
(福岡県労働組合総連合)

室長補佐 資料No.1-3 異議申出書
(平和・労働・人権 北九州共闘センター)

資料No.1-4 2023年度福岡県最低賃金の改正決定に対する異議申出
(福岡県医療労働組合連合会)

異議申出書4件を朗読。

会 長 ありがとうございます。

それでは、事務局は諮問をお願いいたします。

賃金指導官 それでは、福岡地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について、労働局長から会長に諮問いたします。

局長 (会長あて諮問文手交)

会長 事務局は、諮問文の写しを配布して、読み上げてください。

事務局 (諮問文(写)配付)

室長補佐 (諮問文(写)朗読)

会長 それでは、8月10日に福岡地方最低賃金審議会として答申いたしました、福岡県最低賃金の改正決定額941円に対する異議申出の内容につきまして、これから審議をいたします。

異議申出の内容に対する最終的なご意見については、後ほどご発言をいただきたいと思ひます。

まず、各側において個別協議をしていただきたいと思ひますので、それぞれ時間を取って、控室の方で協議をしていただきたいと思ひます。11時35分位までということでもよろしいでしょうか。では、11時35分までということ、それ以上かかるようでしたら、また、お伝えください。

それでは、事務局は労使委員を控室へご案内してください。

(労使代表委員退室)

(労使代表委員入室)

会長 それでは、再開いたします。
では、異議申出に対するご意見をお伺いいたします。
まず、労働者側委員からのご意見をお願いいたします。

小陳委員 いただいた意見を受けまして、労働者側で打合せをしてみました。

意見の中には、私共、労働者側が審議の中で主張してきた生計費を重視すべきという点、地域間格差の課題等、重なる部分もありますし、課題意識に関しては共有する部分も含まれていると思ひます。そういう意味では貴重な意見をいただいたと受け止めております。

その上で、この間、私共としてもこういった主張をしながら、公労使、三者で議論を尽くして、最後には今回は公労が賛成というかたちで結審したという経過を踏まえますと、現時点で私共としては、前回の審議会における答申どおりの額で改正すべきであると思ひます。

以上です。

会 長 次に、使用者側委員のご意見をお願いします。

中村委員 使用者側委員の中村でございます。

まずは、貴重なご意見をいただきまして、本当にありがとうございます。

それでは、使用者側委員の意見を申し述べたいと思います。

今年度の最低賃金の審議におきまして、使用者側としては、最低賃金法で定めております労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力の三要素を考慮すること、つまり、賃金改定状況調査結果第4表の賃金上昇率の結果を重視することを基本としまして、その上で、最近の状況、エネルギー価格や原材料費の高騰といった企業物価の動向、価格転嫁の状況など、中小企業の置かれている厳しい状況を踏まえながら、事業の継続、従業員の雇用維持の観点から審議を尽くすことを主張いたしました。

最終的には、目安プラス1円の41円の引上げという結論となりましたが、審議を重ねた結果であり、再審議する必要はないと考えます。

以上です。

会 長 続きまして、公益委員からもご意見はありますでしょうか。

平井委員 公益委員の平井です。

今回、4件の異議申出をいただきました。貴重なご意見だと思います。

ただ、この異議申出書に記載の事項に関しては、この間、公労使で審議してきたところでありまして、その議論を踏まえて答申したところでありまして、労使それぞれの意見と同じく、前回の審議会における答申のとおりで良いと考えます。

以上です。

会 長 ありがとうございます。

それでは、各委員の意見をまとめたいと思います。

労側委員からは、異議申出書の問題意識は共有するものが多く、そして、その内容については、これまで審議を尽くしてきて意見を主張したところでもあるというご意見でありました。

これに対しまして、使側委員からは、最低賃金法に定める三要素の中では、基本的には第4表を重視するけれども、近年の経済動向、経済状況、そして、中小企業等の置かれた状況等をかんがみ、議論を尽くしてきたところであるとのことでした。

労側委員、使側委員に置かれましても、これまでの審議においては、十分に説明を尽くして意見を戦わせてきたところでもあり、納得のいく審議であったかと思えます。公益委員としての意見も、おおむねそのようなところであったかと思えます。

その結果といたしまして、異議が出されていることにつきましては、再審議の必

要がないという結論に至ったと思っております。

以上を持ちまして、答申しました金額につきまして、既にこれまでの審議会です十分に調査審議を行った上で、改正決定に至ったと判断をいたします。

したがいまして、8月10日の答申どおり、福岡県最低賃金の改正決定の金額941円で決定することが適当であるとの結論としたいと思っておりますが、委員の皆様方はいかがでございましょうか。

各委員

(異議なし)

会長

ありがとうございます。

それでは、福岡県最低賃金の改正決定の金額941円を内容とする、令和5年8月10日付け答申どおり決定することが適当であるとの結論を確認をいたしました。事務局は、答申文(案)の準備をお願いいたします。

賃金指導官

(答申文(案)を会長に確認)

会長

それでは、事務局は答申文(案)を配付して、読み上げてください。

事務局

(答申文(案)配付)

室長補佐

(答申文(案)朗読)

会長

この内容で答申してよろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

会長

それでは、労働局長に答申をいたします。

会長

(答申文を労働局長に手交)

会長

それでは、事務局より答申文(写)の配布をお願いいたします。

事務局

(答申文(写)配付)

会長

ただいま答申いたしましたので、本年度の福岡県最低賃金額は、941円で発効されることとなります。

それでは、発効までの手続きにつきまして、事務局より説明をお願いいたします。

賃金指導官

(官報掲載手続、発効日について説明)

会 長

ありがとうございます。

それでは、ここで労働局長から一言あいさつがあります。

局 長

(お礼のあいさつ)

会 長

ありがとうございます。

では、最後に議事(2)の「その他」につきまして、事務局から何かありますでしょうか。

賃金指導官

(今後の日程等について説明)

会 長

その他、何かございませんでしょうか。

各 委 員

(な し)

会 長

それでは、これをもちまして、本日の審議会を閉会といたします。

本年度の福岡県最低賃金につきまして、長い間ご審議をいただき、大変感謝申し上げます。

どうもありがとうございました。

署 名

公益代表委員

丸谷 浩介

労働者代表委員

松本 函

使用者代表委員

吉岡 秀樹